

平成26年9月 守口市教育委員会臨時会の概要

○ 日 時 平成26年9月2日(火) 午後2時00分～午後3時12分

○ 場 所 守口市役所1号別館3階 第2委員会室

○ 出席者

教育委員

委員長	渡 邊 一 郎
委員長職務代理者	榎 原 恵 理 子
委 員	江 端 源 治
委 員	橋 爪 利 明
教育長	首 藤 修 一

事務局

教育次長兼管理部長	小浜 利彦	学校施設整備監	西 哲郎
指導部長	永井 竜二	生涯学習部長	松 良之
中央公民館長	福井 光治	こども部長	大西 和也
総務課長	藤本 淳司	学校管理課長	瀬尾 邦雄
生涯学習課長	松原 俊三	放課後こども課長	西本 岳史
保育・幼稚園課長	西田 清太郎	ほか担当職員	

○ 審議内容

議案第40号 さつき小・第三中学校統合校新築工事(第I期)請負契約 の締結についての意見案

【説明要旨】

この議案は平成26年6月2日の教育委員会臨時会において、平成26年度教育費補正予算案についての意見として決定し、その後、守口市議会6月定例会において、平成26年度守口市一般会計補正予算第1号の一部として決定されたものである。その後、7月25日に条件付き一般競争入札の告示を実施し、9月1日に入札を行い、9月2日に仮契約を締結したことから、議案として上程したものである。

さつき小・第三中学校統合校新築工事(第I期)請負契約の工事概要であるが、統合校

の校舎棟、大アリーナ棟、小・中アリーナ棟の建築工事一式、電気設備工事一式、機械設備工事一式、昇降機設備工事一式、外構工事一式及び第三中学校の既存校舎等解体工事一式を行うものである。この請負契約については、9月1日に条件付き一般競争入札を行った結果、大末建設株式会社大阪本店が予定価格範囲内の36億9,400万円で落札し、契約金額39億8,952万円で請負契約の仮契約を9月2日に締結したものである。

工事期間については、議決の日の翌日、ただし、休日に当たる場合はその翌日から平成28年6月30日までを予定しているもの。

施設概要であるが、地名地番は守口市春日町38番1及び66番、住居表示は守口市春日町13番20号及び26号である。用途は小学校、中学校。施設一体型の小中一貫校である。敷地面積は1万7,415.11平方メートル、建築面積は5,328.19平方メートル、延べ面積は1万4,394.97平方メートルとなる。構造規模は地上5階建て、鉄骨造一部鉄筋コンクリート造となる。旧春日小学校部分に新校舎を建設し、第三中学校既存校舎などの解体工事を行うものとなる。なお、グラウンド及びその周辺の外構工事については、平成28年度の一般会計当初予算に改めて計上する予定となっている。

1階には職員室を初めとした事務室、校長室等の管理諸室、給食調理場、ランチルーム、小、中のアリーナ、地域連携室、地域支援室、児童クラブ等を配置する。2階には4学年分の普通教室と特別支援教室と大アリーナ及び二つの音楽室などを配置する。3階には3学年分の普通教室と特別支援教室、パソコン学習のための教室や発表の場としてのメディアセンターを配置し、その周辺には社会、英語、国語の教科に特化したメディアコーナーなどを配置する。4階には2学年分の普通教室や少人数教室、理科、技術、美術等の特別教室以下、数学のメディアコーナーなどを配置する。5階にはプールやおおぞら菜園などが配置されることとなる。

以上が新築工事の請負契約の内容等である。

なお、工事については、工事期間中の児童、生徒の安全の確保及び地域周辺の工事対策については学校及び施工業者と十分に調整を行い、万全の体制で実施する予定となっている。

【審議状況】

委員「今回の工事については、予定どおりに進んでいるという認識でよろしいか。」

事務局「さつき小・第三中学校統合校の新築工事につきましては、順調に進んでおりま

す。」

上記の質疑の後、原案通り可決。

議案第41号 平成26年度教育費補正予算案についての意見

【説明要旨】

図書管理システム等の更新事業に関する補正予算となる。本市の図書管理システムは、守口市生涯学習情報センターを中心に守口文化センター、市内各公民館10館1分室にある13カ所の図書室をイントラネット、いわゆる内部系パソコンでつなげ、情報共有をしているものである。そのため、現在、利用者は、図書の蔵書検索や予約をするのに図書室の窓口まで足を運ぶ必要がある。また、現在のシステムはサポート期間が終了後も再三契約の更新をしておりましたが、平成27年3月末で現事業者によりますサポート期間が完全に終了することから、現行のシステムからインターネット接続が可能となる新システムに更新しようとするもの。

新システムを導入することによって、利用者が自宅のパソコンや外出先からスマートフォンなどを使って、市内図書資料の蔵書検索や予約ができるようになることから、さらなる利用者の利便性が図れるとともに、読書活動の普及、促進を目指せるものである。平成27年4月1日からの運用を目指すため、システム導入に係る準備期間を考慮し、平成26年9月議会で補正予算の措置を目指すもの。

【審議状況】

委員「大変、便利になるということで結構なことだと思うんですが、それに先立つ話として、期間を延長したり、あるいは、再々延長するというようなリース契約等をしてきたという経過があると思うんですが、それが再々までできたけれども、その次が不可能になるということですが、なぜ、不可能になるのかよくわからないので、リースのシステム等も関係するんだと思うんですが、そのあたりについて、もう少し説明していただけますか。」

事務局「リース期間といいますのは、5年間の当初契約をいたしておりました。その後、25年11月末日をもって、リース期間が終わってしまったんですけれども、XPで現在システムが動いておるんですが、XPのサポート自体が今年度の4月に切れるということでございます。ただ、サポートは切れておりますけれども、内

部系ということで、13館を結んでいる関係上、インターネットのように外にはいかないということで、現状の保守メンテナリース契約は継続をしていただいているという状況でございますが、現在の業者のほうから次年度の更新はできませんというふうに言われておりますので、今回、このように補正をとらせていただいております。以上です。」

委員「機械の中身のことにかかわって、インターネットでXPがもう使えなくなる、使えるでしょうけれども、インターネットの安全性を確保するという問題がありますよという話は世間一般的に聞いて知っているんですが、そのことが決定的な条件ということなのでしょうか。」

事務局「その部分もございますが、保守メンテナリに関して、業者のほうで更新をしないと、できませんよと、責任を持てませんよという形で言われておりますもので、更新時期もきておりますので、新たなインターネット検索、予約ができる新システムの構築というふうなことでまたお願いしてるところでございます。」

委員「そうすると、更新不可能だと業者のほうから言ってきた場合は、これ以上の延長は、もう不可能だと、こういうことですね。」

事務局「はい。」

委員「これは突然言われてこられて、それに対応しなければならないという状況なんでしょうか。一般的なことで、今後のことですが、今度新たに契約をしたとして、その業者がもうできませんよと、突然どこかの時点で言ってきたら、やっぱり、もうできなくなってしまうんですか。」

事務局「今回の場合は、1年以上引き延ばしておりますので、その間に、ことしの4月にはXPのサポートが終わりますよというのも、世間一般的にも言われておったところでございますので、本来でしたら、今年度からスタートというのが一番よかったとは思いますが、それができなかったということでございます。」

委員「わかりました。延長してきたけれど、これ以上は延長できないと、こういうことなんですね、今回、新たにするものについては、契約期間についてはきちんとやっていただくと。もしそれがまた切れるというときは延長するか、あるいは、また、更新するかを早目に決定するということが対応していくということになると、こういう理解でよろしいですか。」

事務局「はい、そのとおりでございます。」

委員「結構、図書管理システムっていうのは更新のたびにお金がかかりますよね。定期的に必ずきますけれども、その際に、また同じ会社になるのでしょうか。」

事務局「見積もりを4社から聴取しておりますが、現行のシステムは三菱のシステムが入っておりますが、次回、入札という形になるかと思いますが、インターネットの予約、検索という形では各社ほとんど対応ができるということですので、参加していただけるかなというふうに考えております。」

上記の質疑の後、原案通り可決。

議案第42号 市長の権限に属する事務の一部を教育委員会が受任することについて

【説明要旨】

平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法により、地域の実情に応じた、子ども・子育て支援の充実を図ることとして、放課後児童健全育成事業、本市でいうところの、もりぐち児童クラブ入会児童室に係る事業が地域子ども・子育て支援事業の一つに位置づけられたことに伴って、児童福祉法の一部改正が行われた。その中で、国、都道府県及び市町村以外の者が放課後健全育成事業を行う場合は市町村長に届けることとし、市町村長は放課後事業健全育成事業を行う者に対し、報告、徴収、検査等や、事業の制限、停止命令等に関する条項が新設された。それに伴い現在、放課後児童健全育成事業に係る事務等については、教育委員会事務局生涯学習部放課後こども課が所管していることから、引き続き、教育委員会が事務等を行うため、地方自治法第180の2の規定に基づき、放課後児童健全育成事業に関する事務を教育委員会に委任するため、市長部局から受任を受けたもの。

【審議状況】

原案通り可決。

議案第43号 守口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例案についての意見

【説明要旨】

まず、市民の方々からの御意見を伺うため、7月14日から8月15日まで実施したパブリックコメントについて報告があった。

137名の方々からご意見をいただき、その内容としては、条例制定に係る御意見は249件、その他意見は24件、計273件であった。なお、御意見の内容を担当課で精査した結果、今回の条例案についておおむね修正を要するようなものは見受けられなかった。

本条例案は、平成24年8月に成立した子ども・子育て支援法に、新たな次世代育成支援として地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実が掲げられており、その中の一つとして、放課後児童健全育成事業が位置づけられた。また、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による児童福祉法の一部改正がされたことに伴い、厚生労働省が示す放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を踏まえ、市町村が条例を定めることとなったものである。これを受け、守口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定しようとするもの。

なお、施行日については、規則で定める日からとするものだが、平成27年4月1日を予定している。

【審議状況】

委員「なぜ、基準条例を制定する必要があったのか、もう少し詳しく説明をしていただけますでしょうか。」

事務局「平成24年8月に成立いたしました、子ども・子育て支援法に市町村が行う事業としまして、地域子ども・子育て支援事業の一つとして放課後児童健全育成事業が位置づけられました。これに伴いまして、児童福祉法の改正がございました。放課後児童健全育成事業を実施する場合には、市町村がその設備及び運営に関する基準を厚生労働省令が示す基準に基づきまして、条例を定めるということとされたためでございます。」

委員「パブリックコメントの説明が先ほどありましたけれども、具体的にはどのような意見がありましたか。」

事務局「まず、137名の方々から御意見を頂戴しております。もりぐち児童クラブの入会児童室を利用されている保護者の方々からの御意見がほとんどでございました。内容といたしましては、現在の運営水準を下げるような条例制定はしないでほし

いということや、放課後児童支援員の資格要件の限定、また、集団の規模等に関してが御意見の約92%という内容でございました。」

委員「ほぼ、国の基準に従ったものだという考え方が述べられておりますけれども、今までの状況と特に変わっていくというようなことはないというふうに考えていいのでしょうか。」

事務局「特に利用されている方々の日々の生活に何か変化があるとか、また、事務局としても、事務的に何かが変わるというようなことは特にございません。」

上記の質疑の後、原案通り可決。

議案第44号 守口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例案 についての意見

【説明要旨】

市民の方々からの御意見を伺うため、本条例及び次の議案第45号にある守口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例案と合わせ、パブリックコメントを実施した。その結果、126名の方々から御意見をいただき、その内、特定教育・保育にかかわるものが36件、家庭的保育事業にかかわるものが58件、両方にかかわるもの26件であった。なお、この御意見の内容を担当課で精査した結果、今回の条例について修正を要するようなところも、最終的に推敲をしている段階であり、今回の説明は、あくまで案の段階である。

子ども・子育て新制度が平成27年1月1日から本格実施となるが、これに伴い、児童福祉法の一部が改正され、児童福祉法に基づく市の認可事業として新たに家庭的保育事業等が位置づけられた。これを受け、市の条例でその設備及び運営に関する基準を定めることとなったことから、新制度の施行に向け、家庭的保育事業等における保育の適正な質の確保を図るため、この条例の制定を提案するものである。

なお、附則となるが、本条例の施行日を子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行日からとするもの。

また、現在、保育を受けておられる乳幼児、保護者の方への影響を踏まえ、附則の第2項から第7項において、5年間の経過措置を定めることとしている。

【審議状況】

委員「まず、家庭的保育事業ということですが、具体的にはどんなものなのか説明願えませんか。」

事務局「0歳から2歳の就学前のお子様を預かる施設でございまして、現在、認可保育所以外でございます、いわゆる、本市におきましても家庭保育所等の小さな規模の施設ということでございます。」

委員「いわゆる、家庭内でされているとか、あるいは企業内でされているとか、そのことだとお伺いしたのですが、乳幼児が対象、0歳から2歳ですか。この間が対象だということですか。」

事務局「基本的には0歳から2歳までの乳幼児ということでございます。」

委員「そうしますと、教育委員会とそれとどんな関係があるのか。その辺を、保育事業、乳幼児の事業と教育委員会との関係はどこにあるのかと、お伺いしたいと思います。」

事務局「今回の施設の対象の児童につきましては0歳から2歳までということでございますが、この条例の中で、家庭的保育事業の後、預かりが2歳までとなつてございますが、その後も継続して、3歳以上の子どもに教育、保育の提供の場として、幼稚園、保育園、認定こども園を連携施設として確保することが定められております。この中には、現状では公立の幼稚園も選択肢として挙がってくるところでございます。また、私立の幼稚園、保育所等との連携もございます。あわせて、0歳から2歳の保育や親と接することで、今後の子どもの成長にも大きく影響がありますことから、子ども・子育て支援という観点から今後も御意見等をお聞かせいただくべきものと考えております。」

委員「そうしますと、0歳から2歳、乳幼児ということと、それから、保育所、幼稚園へとつなぐ、その連携をきちっとするという観点から教育委員会においても、この内容についてきっちり理解してほしい、こういう趣旨だというふうに理解していいですか。」

事務局「そのとおりでございます。」

委員「もう一つは、先ほど、パブリックコメントを出されたということで、大きな条例を変更するほどの意見はなかったというふうにお聞きしたけれども、主な意見というのはどんなものが出ているのか、教えていただけますか。」

事務局「パブリックコメントでは、家庭的保育事業につきまして、合計87件の意見をいただいた中で、一番多かったのが職員の資格についてが58件ということで一番多かったです。それに続きまして、あと、小規模保育事業の区分の中でA型、保

育所と同等規模の基準のものを基準とすべきだという意見も多数ございました。

以上です。」

上記の質疑の後、原案通り可決。

議案第45号 守口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例案についての意見

【説明要旨】

平成24年に成立した、子ども・子育て新法に市町村は子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保することと示され、また、同法第34条第2項及び第46条第2項の規定により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を条例により定めることとなった。これを受け、守口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例案を制定しようとするもの。

附則となるが、この条例の施行日を子ども・子育て支援法の施行の日からとなる。

なお、一定の事項について、新制度へのスムーズな移行を促す観点から、当分の間、もしくは5年間の経過措置を定めたもの。

【審議状況】

委員「特定教育、特定施設、これは具体的に何、どこを指しておられるか、教えていただけますか。」

事務局「特定教育・保育施設につきましては、現状では、私立の幼稚園につきましては、私学助成というような形で幼稚園の運用がなされています。公立の施設、また、公立の保育所がございます。また、保育所につきましては、公立と同様運営費というものが国、府、市の公費をもちまして運営されておるわけでございますが、今後、新制度になりますと、施設型給付というものが国2分の1、府4分の1、市4分の1というような公費の割合で給付されるものとなってきますものがございます。その給付を受ける施設というものが、特定教育・保育施設というものになるものがございます。現状、私立の幼稚園、私立の保育園との個別のヒアリング等を通じまして、そういった施設への移行の調査を行っておるところでございますが、何分、平成27年度から実施されますが、今のところ、制度の骨格については定まっておりますが、利用者負担でございますとか施設への公費の水準につ

きましては、新聞紙上等でも公表されておりますとおり、まだ国のほうでも思慮しておる部分があるというところがございますので、私立の保育所、私立の幼稚園についても、まだ確固とした決定には至っておられないというような状況でございます。ただ、国2分の1、市4分の1、府4分の1というような公費の投入を受ける施設というものが特定教育・保育施設ということで、幼稚園、保育所、それと、認定こども園というような形態で、今後出てこられるということがございます。」

委員「認定こども園はまだないということですがけれども、私立幼稚園とか保育所とか公立の保育所とか幼稚園とかございますね。これが今までと決定的に変わるということが何かこの条例によってあるんでしょうか。補助金等は別にして。運営において変わるということはあるのでしょうか。」

事務局「この新制度の移行に際しまして運営の中身ですけど、これが大きく変わるというようなことはございません。」

委員「そうすると募集でいわゆる、選考といいますか。正当な理由のない拒否はできないようなことが書いてあったと思うんですけども。これは、そういう民間の保育所であろうが、私立の幼稚園であろうが同じようになるということですか。」

事務局「今、制度の運用について大きく変わることがないというような、お答えをさせていただきましたが、実際には、費用の部分が、より公費の投入が裏づけられるということになりますので、やはり、今の私立の幼稚園等についても、より公共的な色合いが濃くなるというような状況が発生するということもございます。したがって、今、おっしゃられた利用申し込みに対する応諾義務というものが発生してきますので、正当な理由、例えば、定員をオーバーしておる、もしくは、配慮が必要な方については、その配慮に必要な設備の設置が今のところできておらないとか、体制としてできておらないというような、このような正当な理由があるとき以外には利用者の方の入園を拒否することはできないというような部分が発生してくるということが考えられます。それと、利用者負担の部分ですけども、今、私立の幼稚園については、利用者負担については各園で決定されているという部分がございますが、これも一定、施設型給付を受けられる施設になりますと、市のほうで決定いたしました利用料というものが公定価格に基づいて、決定させていただくんですけども、それに基づいた保育料というものが定めら

れるという形になってくるものでございます。」

委員「かなり縛りがきつくなつたような感じがするわけですが、いわゆる民間のそういう事業者とは、すり合わせというようなことを行っているわけですか。」

事務局「夏前から、本年度の5月、6月頃から私立幼稚園の園長会のほうに月1回でございまして出席をさせていただいて、その中で今後の新制度へ向けての幼稚園との意見交換等もさせていただいて、現状の市の情勢ですとか、市の考え方なんかも伝えさせていただいておるところでございます。しかしながら、最終的には、まだ、各私立幼稚園におかれましても、平成27年度から制度に、すぐさまというような形はなかなか、今のところはちょっと考えておられるところも、思案しておられるというような状況でございます。」

委員「最後に、教育委員会とこの制度との関連性といいますか、どこにあるのか、もう一回整理していただけますか。」

事務局「先ほどの家庭的保育事業の中にも連携施設というものがございました。今回の特定施設・保育施設の条例の中にも小学校との連携というような条文がございます。就学前のお子さんを対象にした条例ではございますが、守口市の教育委員会で「めざす守口の教育」という中で、幼・小・中一貫した教育を進めていく。そして、子どもたちの学力向上、また、教育の提供の場というものを一貫して提供していくというようなことを目指しており、そういった中にありまして、今回の特定施設・保育施設におきましても、小学校への連携、また、今後、幼児教育から、守口の教育の一番の根っこから、やはり、市の教育施策にも合致していただきますのに、方針を各施設にもお伝えしていき、連携をとって守口の教育を充実したものにしていくというような観点から、教育委員会からも御意見をいただき、私ども、進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。」

委員「よくわかりました。あと、枝葉末節のところばかり聞いたかもしれませんが、この大きな趣旨、これは何なんですか。重点といいますか、この条例の重点は何なのかっていうことをちょっとお聞かせください。」

事務局「先ほどの家庭的保育事業、また、放課後児童健全育成事業、それとこの特定教育・保育施設事業、今回の平成27年度からの新制度に伴います、大きなポイントでございますが、2点ほどあろうかと思ひます。その1点につきましては、子どもたちに最善の利益を提供するために子どもたちの環境にとらわれず平等に教育、

保育の場を提供していくというのがこの制度の主眼の一つであると思います。

もう一点につきましては、社会情勢の変化に伴いまして、待機児童の問題が出ておりますが、その待機児童の解消というものを、おのおの施設の中で仕組みを変えて、その待機児童の解消に向けて取り組んでまいりたいという部分が、大きな今回の制度の主眼であると考えております。その2点について、やはり、解消を目指していくという観点から、今後、このような新制度に向けた条例の改正、または、施設の基準等が定められていくものでございますので、我々といたしましては、その国の基準に従って、準拠する形で、待機児童の解消、また親の就業にかかわらず、子どもたちに平等に保育、また教育の場を提供させていただくというものを目指してまいりたいと考えてございます。」

上記の質疑の後、原案通り可決。